

令和6年度

占冠村一般廃棄物処理実施計画

(ごみ処理・生活排水処理)

令和6年7月

占冠村

# 目 次

## 令和6年度 占冠村ごみ処理実施計画

1	趣 旨	1
2	計画区域	1
3	計画期間	1
4	処理計画	1～3
5	一般廃棄物の排出抑制計画	3
6	多量の一般廃棄物の処理計画	4
7	処理困難一般廃棄物の処理計画	4
8	家電リサイクル法対象品目の処理計画	4
9	自動車の処理計画	4

## 令和6年度 占冠村生活排水処理実施計画

1	趣 旨	5
2	計画区域	5
3	計画期間	5
4	処理計画	5～6

## 令和6年度 占冠村ごみ処理実施計画

### 1 趣 旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度におけるごみの処理に関する計画を定めるものである。

### 2 計画区域

本計画の対象区域は富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村の区域であって、各市町村の一般廃棄物処理計画で定める区域とする。

### 3 計画期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### 4 処理計画

#### (1) 収集運搬

##### ① 分別区分、収集方法及び収集・処理計画量

一般廃棄物の種類及び分別の区分	収集運搬の主体	収集・処理計画量	収集回数	収集方法	搬入先	
家庭系・事業系	村・委託	埋立ごみ	1,131t	週2回	ごみステーションに、分別して排出されたものについて、指定日に収集	占冠村一般廃棄物最終処分場
		紙類	15t	週1回		
		鉄類	2t	月2回		
		あきかん	6t	月2回		
		あきびん	45t	月1回		富良野生活圏資源回収センター
		ペットボトル	15t	月2回		
		プラスチック類	44t	週1回		
		生ごみ	184t	週2回		富良野広域連合環境衛生センター
事業系	拠点回収	紙パック・乾電池・蛍光灯	1t	-	戸舎回収ボックスに排出されたものを収集	占冠村一般廃棄物最終処分場
		使用済小型電子機器	1.6t			
		古着等	0.3t			
粗大ごみ	村・委託	24t	年3回	ごみステーション付近に排出されたものについて、各地区の指定日に収集		

※ 収集運搬の主体は、家庭系については本村の委託業者、事業系の収集運搬の主体は許可業者

##### ② 収集時間及び収集日

指定収集日の午前8時30分までに、村内の各ごみステーションに搬出されたごみの収集を行う。収集曜日は、令和6年3月に周知した「令和6年度 占冠村ごみ収集カレンダー」に記載のとおり。

③ 占冠村外からの搬入・処理計画量

区分 市町村	焼却残渣	不燃性残渣
富良野市	—	155 t
南富良野町	2 t	—
合計	2 t	155 t

(2) 中間処理

施設名	南富良野町小動物焼却施設
所在地	北海道空知郡南富良野町字幾寅 3315 番地 1
処理廃棄物	動物死体
処理方法及び 処理能力	150kg/時間
計画搬入量	2 t
残渣の処分方法	占冠村一般廃棄物最終処分場に埋立

施設名	富良野生活圏資源回収センター
所在地	北海道空知郡中富良野町字中富良野3977番地145
処理廃棄物	プラスチック類、空きびん、ペットボトル、
処理方法及び 処理能力	圧縮梱包設備 760kg/時間
計画搬入量	104 t

施設名	富良野広域連合環境衛生センター
所在地	北海道富良野市上五区
処理廃棄物	生ごみ
処理方法及び 処理能力	堆肥化設備 22t/日
計画搬入量	184t
残渣の処分方法	占冠村一般廃棄物最終処分場に埋立

(3) 最終処分

最終処分場名	占冠村一般廃棄物最終処分場
所在地	北海道勇払郡占冠村字下トマム
処分される廃棄物の種類	埋立ごみ、焼却残渣、中間処理後の不燃性残渣
埋立地の管理	委託
全体容積	63,750m <sup>3</sup>
埋立開始年	平成5年

(4) 再資源化

一般廃棄物の種類	再資源化の方法	計画再資源化量
あきかん	スチールとアルミを回収し、再資源化事業者へ売却	6 t
あきびん	富良野生活圏資源回収センターにてリターナブルびんについては再資源化事業者へ売却。ワンウェイびんは無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラスに分別のうえ財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託	45 t
ペットボトル	富良野生活圏資源回収センターにて圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託	15 t
プラスチック類	富良野生活圏資源回収センターにて圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会に処理委託	44 t
生ごみ	富良野広域連合環境衛生センターにて堆肥化处理	184 t
紙類	段ボール、新聞紙、雑誌、紙パックを委託業者が回収し、再生処理事業者へ売却	15 t
紙パック・乾電池・蛍光灯	庁舎にて分別し、再生処理事業者に処理委託	1 t
粗大ごみ	委託業者にて中間処理後、占冠村一般廃棄物最終処分場に埋立。スチールについては再生処理事業者へ売却。	24 t
使用済小型電子機器	庁舎にて回収し、再生処理事業者へ売却	1.6 t
古着等	庁舎にて回収し、再生処理事業者へ売却	0.3 t

5 一般廃棄物の排出抑制計画

(1) リデュースの推進

① 減量化啓発活動の取り組み

- ・ 占冠村一般廃棄物最終処分場の施設見学を開催。
- ・ 使用済小型電子機器の分別収集を実施し、ごみの減量化を図る。

(2) リユースの推進

① 新たな分別項目の検討

- ・ 使用済み衣料のリユース事業と連携・協力を図る。

(3) リサイクルの推進

① 新たな分別項目の検討

- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化を図る。

② ごみの分別徹底

- ・ 広報紙やホームページ等を通じ、ごみの分別排出、排出方法を啓発する。
- ・ 排出時に分別が不適正なものについては収集せずに警告シールを貼り、排出者の適正排出への意識付けを図る。
- ・ 外国人の住民に向け、ごみ分別方法の可視化を図る。

6 多量の一般廃棄物の処理計画

多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、減量に関する依頼を行うとともに、適切に運搬・処分するよう指導する。

7 処理困難一般廃棄物の処理計画

処理困難一般廃棄物に関する取扱基準（平成20年3月14日決定）に規定された物については、村で処理を行わない。

8 家電リサイクル法対象品目の処理計画

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）で指定されている品目（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機、ユニット形エアコンディショナー）については、村で処理を行わない。小売店に引き取り義務のないものについては、家電製品協会・富良野地区清掃事業協同組合等による回収とする。

9 自動車の処理計画

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日法律第87号）で指定されている自動車については、村で処理を行わない。

## 令和6年度 占冠村生活排水処理実施計画

### 1 趣 旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度における生活排水の処理に関する計画を定めるものである。

### 2 計画区域

本計画の対象区域は占冠村内全域とする。計画処理区域は公共下水道計画区域とその他の地域に分け、公共下水道区域においては公共下水道整備事業、その他の区域については合併処理浄化槽設置整備事業により生活排水処理施設の整備を推進する。

### 3 計画期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### 4 処理計画

#### (1) 生活排水処理計画

（各年度3月末日現在）

区 分	令和4年度 実 績	令和5年度 見 込	令和6年度 計 画
公共下水道処理人口	801人	806人	811人
合併処理浄化槽処理人口	50人	47人	44人
未処理人口	514人	643人	663人
単独処理浄化槽処理人口	18人	18人	18人
非水洗化人口	496人	625人	645人
合 計	1,365人	1,496人	1,518人

#### (2) 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水、工場排水、雨水等	占冠村
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	富良野広域連合

#### (3) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

##### ① 収集運搬の主体及び収集・処理計画量

区 分	収集運搬の主体	収集・処理計画量
し尿		85k1
家庭系	許可業者	26k1
事業系	許可業者	59k1
浄化槽汚泥		495k1
家庭系	許可業者	209k1
事業系	許可業者	286k1

② 中間処理、最終処分及び再資源化

施設名	富良野広域連合環境衛生センター
所在地	北海道富良野市上五区
処理廃棄物	し尿、浄化槽汚泥
処理方法	水処理設備及び堆肥化設備
処理能力	し尿：46k1/日 浄化槽汚泥：14k1/日
計画搬入量	し尿：4,841k1 浄化槽汚泥：4,745k1
再資源化計画量	648 t（生産堆肥）
残渣の処分方法	占冠村一般廃棄物最終処分場に埋め立て